
令和 7 年 第 2 回

砺波市議会臨時会議案

令和 7 年 5 月 1 2 日

第 2 回 砺波市議会臨時会

令和7年第2回砺波市議会臨時会議案目次

1	議案第30号	令和7年度砺波市一般会計補正予算（第1号）	1
2	議案第31号	砺波市税条例の一部改正について	5
3	議案第32号	砺波市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の 基盤強化に関する法律に基づく促進区域内の固定資産税 の課税免除に関する条例の一部改正について	9
4	議案第33号	財産の取得について（消防救急デジタル無線）	10
5	報告第4号	専決処分の承認を求めることについて	11
		専決処分第8号 砺波市税条例の一部改正について	12
6	報告第5号	専決処分の報告について	14
		専決処分第5号 損害賠償請求に係る和解及び損害賠償の額の決定 について	14
		専決処分第6号 損害賠償請求に係る和解及び損害賠償の額の決定 について	14
		専決処分第7号 損害賠償請求に係る和解及び損害賠償の額の決定 について	14
		専決処分第9号 損害賠償請求に係る和解及び損害賠償の額の決定 について	14

議案第30号

令和7年度砺波市一般会計補正予算（第1号）

令和7年度砺波市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ85,864千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,077,864千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年5月12日 提 出

砺波市長 夏 野 修

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		2,563,732	2,758	2,566,490
	2 国庫補助金	550,061	2,758	552,819
19 繰越金		100,000	40,124	140,124
	1 繰越金	100,000	40,124	140,124
20 諸収入		1,050,616	6,382	1,056,998
	5 助成金	50	6,382	6,432
21 市債		1,248,956	36,600	1,285,556
	1 市債	1,248,956	36,600	1,285,556
補正されなかった款項に係る額		19,028,696	—	19,028,696
歳入合計		23,992,000	85,864	24,077,864

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		197,703	△ 1,672	196,031
	1 議会費	197,703	△ 1,672	196,031
2 総務費		2,886,523	4,400	2,890,923
	1 総務管理費	2,131,723	4,400	2,136,123
3 民生費		7,245,161	1,517	7,246,678
	1 社会福祉費	2,765,838	1,517	2,767,355
7 商工費		1,199,359	2,000	1,201,359
	1 商工費	1,199,359	2,000	1,201,359
9 消防費		850,360	1,175	851,535
	1 消防費	850,360	1,175	851,535
10 教育費		2,314,690	78,444	2,393,134
	2 小学校費	509,174	18,788	527,962
	3 中学校費	259,636	9,694	269,330
	6 保健体育費	582,818	49,962	632,780
補正されなかった款項に係る額		9,298,204	—	9,298,204
歳 出 合 計		23,992,000	85,864	24,077,864

第2表 地方債補正

(追加)

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中学校事業費	9,900	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含め30年以内に元利均等若しくは元金均等で償還する。ただし、市財政の都合により繰上げ償還し、償還期限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
小学校事業費	19,200	19,800	39,000	補正前変わらず (普通貸借又は証券発行)	補正前変わらず (5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率))	補正前変わらず (借入れの年から据置期間を含め30年以内に元利均等若しくは元金均等で償還する。ただし、市財政の都合により繰上げ償還し、償還期限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。)
保健体育事業費	49,300	6,900	56,200			

議案第31号

砺波市税条例の一部改正について

砺波市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年5月12日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市税条例の一部を改正する条例

砺波市税条例（平成16年砺波市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第18条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第34条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第34条の7第1項第2号を次のように改める。

（2） 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第6条又は附則第4条第1項の規定により県知事の認可を受けた同法第2条第1項第1号に規定する公益信託

第36条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第36条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第36条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。)

当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和8年1月1日
- (2) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日
- (3) 第34条の7第1項第2号の改定規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日
- (4) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の砺波市税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第4号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。
- 3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の砺波市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第

36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、砺波市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 砺波市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議案第32号

砺波市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく促進区域内の固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について

砺波市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく促進区域内の固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年5月12日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく促進区域内の固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

砺波市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく促進区域内の固定資産税の課税免除に関する条例（平成20年砺波市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の砺波市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく促進区域内の固定資産税の課税免除に関する条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。

議案第33号

財産の取得について

消防救急デジタル無線更新事業として、次のとおり財産を取得する。

令和7年5月12日 提 出

砺波市長 夏 野 修

記

- | | |
|----------|---|
| 1 取得する財産 | 車載型無線装置 24式
携帯型無線装置 5式 |
| 2 取得価額 | 26,070,000円 |
| 3 取得の相手方 | 石川県金沢市南町2番1号
沖電気工業株式会社 北陸支店
支店長 山田 信将 |

報告第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年5月12日 提 出

砺波市長 夏 野 修

記

- 1 砺波市税条例の一部改正について

専決処分第8号

砺波市税条例の一部改正について

砺波市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年3月31日 専 決

砺波市長 夏 野 修

砺波市税条例の一部を改正する条例

砺波市税条例（平成16年砺波市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第82条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「(ウに掲げるものを除く。)又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「(ウに掲げるものを除く。)又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第89条第2項第5号中「定格出力」の次に「(第82条第1項第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力)」を加える。

第90条第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第10条の2第16項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改める。

附則第10条の3第15項を同条第16項とし、同条第14項を同条第15項とし、同条第13項の次に次の1項を加える。

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンショ

ンの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の砺波市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

報告第5号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事件を下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年5月12日 提 出

砺波市長 夏 野 修

記

損害賠償請求に係る和解及び損害賠償の額の決定について

専決 処分 番号	概 要	和解の相手方	損害賠償額	専決処分 年月日
5	令和7年2月11日に 砺波市三合新地内で発 生した市有除雪車両の 物損事故	富山県	市が支払う額 246,249円	令和7年 3月21日
6	令和7年2月4日に砺 波市庄川町小牧地内で 発生した市有車の物損 事故	富山県	市が支払う額 30,800円	令和7年 3月25日
7	令和7年2月5日に砺 波市庄川町金屋地内で 発生した市有車の物損 事故	砺波市在住 1名	市が支払う額 168,300円	令和7年 3月28日
9	令和7年2月16日に 砺波市太郎丸地内で発 生した車両損傷事故	小矢部市在住 1名	市が支払う額 1,100円	令和7年 4月18日